

福島市公共下水道処理区域外流入に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道処理区域（福島市下水道条例（昭和46年条例第59号。以下「下水道条例」という。）第3条第6号に規定する区域）以外の汚水の排除の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 処理区域以外の汚水を公共下水道に排除しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に申請し許可を得なければならない。

2 前項による申請は、区域外流入申請書（様式第1号）によるものとし、排水設備寄付申込書（様式第2号）のほか必要な書類を添付しなければならない。

3 ただし、開発行為が伴う場合は福島市下水道計画区域内開発行為に伴う取扱要綱によるものとする。

(許可の基準)

第3条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出があった場合には、次の各号に基づき申請内容を審査し、下水道施設の許容範囲内において区域外流入許可書（様式第3号）により許可するものとする。

(1) 申請者の敷地が、公共下水道が布設されている道路に面しており、かつ排水が自然流下で排除可能であること。

(2) 公共下水道の管理上支障のないこと。

(3) 地域の環境が著しく改善されること。

(4) 開発行為の許可にあたっては、福島市下水道計画区域内開発行為に伴う取扱要綱によるものとする。

(下水道施設の設置)

第4条 公共下水道に接続する下水道施設の工事に係る経費は許可を受けた者の負担において設置するものとする。

2 下水道施設及び宅地内排水設備の施工については、下水道条例に定めるもののほか、福島市下水道計画区域内開発行為に伴う取扱要綱によるものとする。

3 宅地内排水設備の施工については、福島市排水設備指定工事店でなければならない。

(下水道受益者負担金相当額の納入)

第5条 許可を受けた者は、福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年条例第28号。以下「負担金条例」という。)第4条に基づき計算された下水道受益者負担金相当額を市長の指定する期日までに一括納入するものとする。

2 開発行為により施工した下水道管等(下水道本管及び公共汚水柵)を福島市に帰属した場合は、受益者負担金相当額を減免することができる。ただし、開発行為者が下水道本管を布設することなく福島市の公共下水道に直接接続した場合は減免としない。

3 前項の減免の扱いは負担金条例第8条第2項第5号による下水道受益者負担金減免基準7を準用し、減免率100パーセントとする。

4 市長が公益上、受益者負担金相当額を減免する必要があると認めた場合は、受益者負担金相当額を減免することができる。

5 前項の規定による受益者負担金相当額は、当該土地が負担金条例第5条による賦課対象区域として公示された場合には、受益者負担金とみなし当該土地に係る受益者負担金は徴収しない。

(下水道使用料の納入)

第6条 使用者は、下水道条例第16条の規定に基づく使用料を、市長の指定する期日までに納入しなければならない。

(補足)

第7条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。